

指名停止措置の概要

- 1. 指名停止措置業者名: 別紙のとおり
法人番号: 別紙のとおり
住 所: 別紙のとおり
- 2. 指名停止措置期間: 令和6年4月26日から令和6年6月25日まで(2ヵ月)
- 3. 指名停止措置の範囲: 中部地方測量部管内
- 4. 事実概要:
公正取引委員会は、令和6年3月4日(月)に、中部電力(株)、中部電力ミライズ(株)に対して、独禁法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為(カルテル)があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。
- 5. 指名停止措置理由:
物品・役務の有資格登録業者である中部電力(株)ほか2社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落合 昇 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 澤 畠 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)

別 紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間	
番号	商号又は名称	住 所	自	至
1	中部電力株式会社 法人番号3180001017428	愛知県名古屋市東区東新町1番地	令和6年 4月26日	令和6年 6月25日 (2ヵ月)
2	中部電力ミライズ株式会社 法人番号2180001135973	愛知県名古屋市東区東新町1番地	令和6年 4月26日	令和6年 6月25日 (2ヵ月)
3	東邦瓦斯株式会社 法人番号2180001022387	愛知県名古屋市熱田区桜田町19番18号	令和6年 4月26日	令和6年 6月25日 (2ヵ月)